

# 周南市徳山中央浄化センター再構築事業

## 実施方針（修正版）

令和4年9月

周南市上下水道局

## 目次

はじめに .....	1
第1 特定事業の選定に関する事項 .....	1
1. 事業内容に関する事項 .....	1
2. 特定事業の選定方法に関する事項 .....	5
第2 事業者の募集及び選定に関する事項 .....	6
1. 事業者の募集及び選定 .....	6
2. 事業者の選定方法 .....	6
3. 事業者の選定手順 .....	6
4. 応募手続き等 .....	7
5. 応募者の参加資格要件 .....	8
6. 提出書類の概要 .....	13
7. 事業者選定委員会の設置 .....	13
8. 優先交渉権者選定後の手続き .....	13
第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 .....	15
1. 事業者の責任の明確化に関する事項 .....	15
2. 事業者の責任の履行の確保に関する事項 .....	15
第4 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項 .....	16
1. 立地に関する事項 .....	16
2. 施設構成等の概要 .....	17
第5 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項 .....	19
1. 疑義が生じた場合の措置 .....	19
2. 管轄裁判所の指定 .....	19
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 .....	20
第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 .....	21
1. 法制上及び税制上の措置に関する事項 .....	21
2. 財政上及び金融上の支援に関する事項 .....	21
3. その他の措置及び支援に関する事項 .....	21
第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項 .....	22
1. 議会の議決 .....	22
2. 本事業において使用する言語及び通貨 .....	22
3. 応募に伴う費用負担 .....	22
4. 情報提供及び問合せ先 .....	22
別紙1 想定する事業実施体制	
別紙2 リスク分担表（案）	

## 用語の定義

- ・ 市 : 周南市上下水道局をいう。
- ・ 本事業 : 周南市徳山中央浄化センター再構築事業をいう。
- ・ 本処理場 : 山口県周南市晴海町3番1号に所在の徳山中央浄化センターをいう。
- ・ 本ポンプ場 : 周南市江口1丁目1番23号に所在の江口ポンプ場をいう。
- ・ 本施設 : 徳山中央浄化センター及び江口ポンプ場をいう。
- ・ 既存施設 : 事業開始時に本施設内にある施設をいう。
- ・ 応募者 : 本事業に応募する企業グループをいう。
- ・ 構成企業 : 応募者を構成する企業をいう。
- ・ 優先交渉権者 : 応募者のうち、市と基本協定の締結を予定する者として選定される者をいう。
- ・ 事業者 : 市と建設工事請負契約又は維持管理業務委託契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
- ・ 建設等JV : 本事業の設計及び建設業務を行うために結成される特定建設共同企業体をいう。
- ・ JV 構成員 : 建設等JVを構成する企業をいう。
- ・ S P C : 本事業の維持管理業務を行うために設立される特別目的会社 (Special Purpose Company) をいう。
- ・ 基本協定 : 本事業に伴う建設工事請負契約及び維持管理業務委託契約の締結方法、基本契約を締結するまでの間の協議等の役割分担等を確認するために、優先交渉権者と締結する協定をいう。
- ・ 基本契約 : 基本協定及び優先交渉権者との協議結果に基づき、全ての構成企業と締結する契約をいう。
- ・ 基本契約等 : 基本契約、設計・建設工事請負契約及び維持管理業務委託契約の総称をいう。
- ・ 提案書 : 事業者が提出する技術提案書をいう。
- ・ 再構築 : 既存施設の再建設（撤去を含む）を行うことをいう。
- ・ 修繕 : 劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を原状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。なお、「下水道ストックマネジメント支援制度」に基づく国の交付金を活用して実施する修繕は含まない。
- ・ 改築 : 既存の施設の老朽化等により、施設の全部又は一部（修繕に該当するものを除く）の再建設あるいは取替えを行うことをいう。
- ・ 更新 : 標準耐用年数に達した施設の再建設あるいは取替えを行うことをいう。
- ・ 新設 : 本事業で新たに必要となる構造物・設備等を設置することをいう。

はじめに

市は、本事業を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）に準じた D B O 方式（Design Build Operate）により実施することを予定している。

本事業に関し、P F I 法に準じた特定事業の選定及び特定事業を実施する事業者の選定を行うに当たって、P F I 法第 5 条第 1 項の規定により、本事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定めたので、同条第 3 項に基づき、次のとおり公表する。

## 第 1 特定事業の選定に関する事項

### 1. 事業内容に関する事項

#### (1) 事業名称

周南市徳山中央浄化センター再構築事業

#### (2) 事業の対象となる公共施設の名称

徳山中央浄化センター、江口ポンプ場（表 1. 1 のとおり）

#### (3) 公共施設の管理者

周南市上下水道事業管理者 上下水道局長 井筒 守

#### (4) 事業の目的

周南市の公共下水道普及率は令和 2 年度末で 8 7. 1 % と高い一方、下水道施設の老朽化は深刻で、今後ますます更新費用の確保が求められる。また、使用料収入の減少や、職員減による担い手の不足という課題もあることから、これらの課題解決のため、民間ノウハウを活用する官民連携手法の導入が有効な手段である。

本事業の対象となる本処理場は、昭和 4 1 年（1 9 6 6 年）の供用開始から 5 6 年以上経過し、水処理、汚泥処理施設の多くが老朽化している。また、非常に狭隘な敷地内に施設を再構築する必要がある。

本事業は、新水処理施設及び管理棟の設計・建設及び対象施設の維持管理について、事業者の創意工夫や高度なノウハウを活用することにより、効率的かつ効果的に本処理場の再構築するとともに、長期にわたり安定して運営することを目的とする。

(5) 対象施設及び業務

本事業の対象施設及び業務を以下に示す。詳細は、募集要項等において示す。

表 1 対象施設・業務

対象施設			業務内容		
			再構築	撤去のみ	維持管理
徳山中央浄化センター	再構築対象施設	水処理施設	○ <sup>1</sup> 2	—	○
		管理棟、監視制御室	○ <sup>1</sup>	—	○
	既存施設	既存汚泥処理施設	—	○ <sup>1</sup>	—
		新汚泥処理施設	—	—	○
江口ポンプ場	既存施設	一式	—	—	○

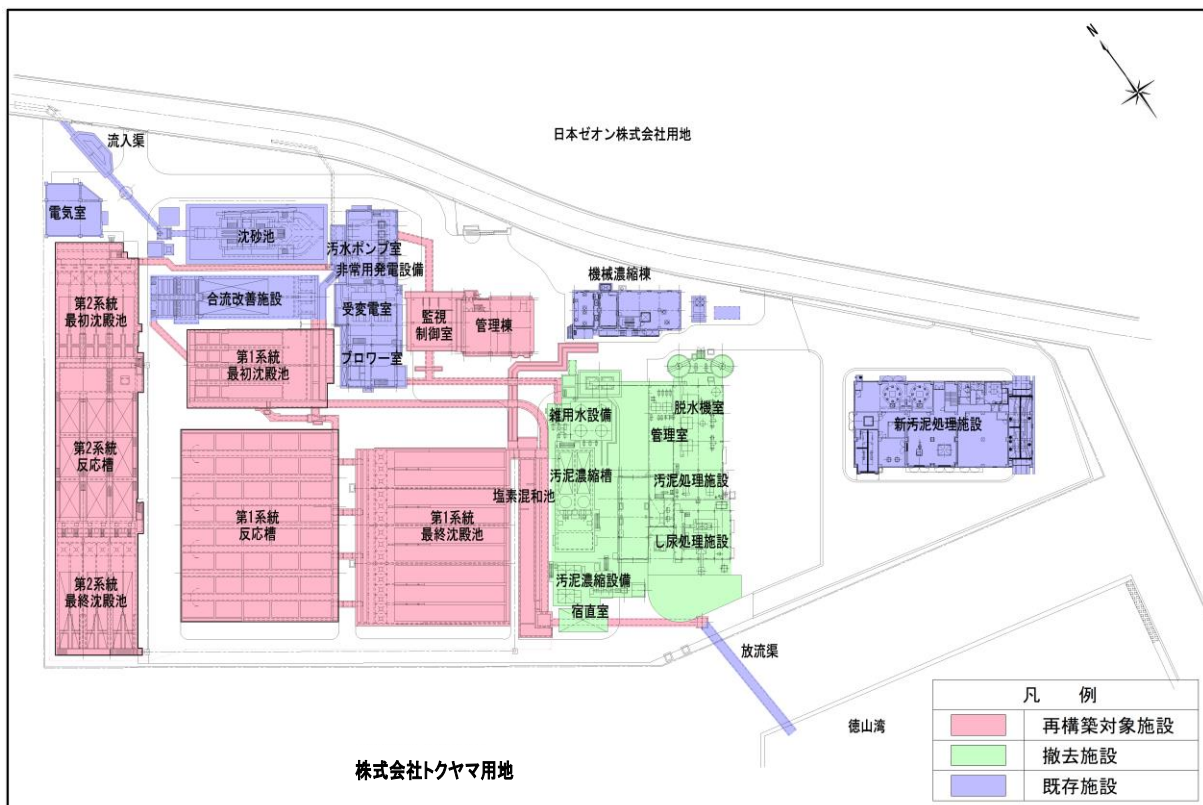


図 1 事業範囲（事業開始時）

<sup>1</sup> 再構築・撤去の実施設計を含む。

<sup>2</sup> 既設耐震補強及び流入渠、導水渠等の切り替え工事を含む。

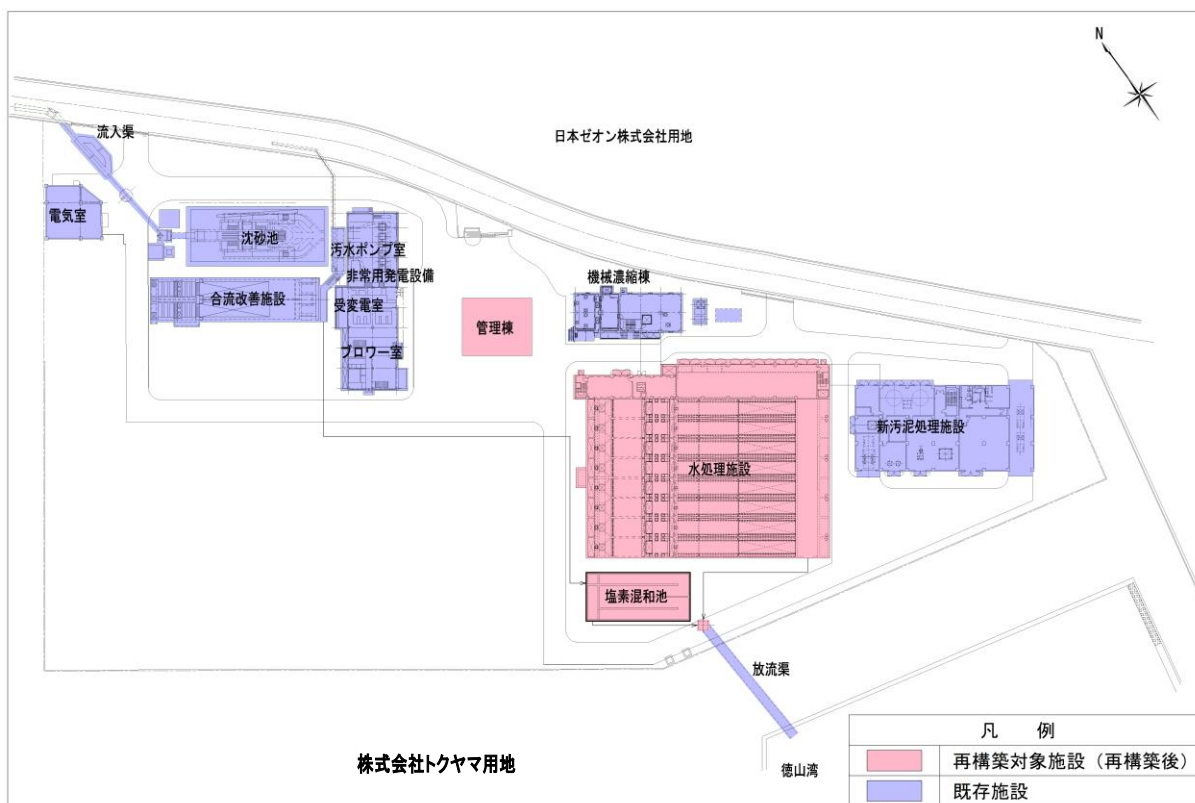


図2 事業範囲（再構築後）＜参考図：H29 年度実施設計＞

(6) 特定事業の業務内容

本事業において、事業者が行う業務の内容は、以下のとおりとする。詳細は、要求水準書(案)において示す。

① 設計・建設業務

- (ア) 事前調査業務
- (イ) 設計業務
- (ウ) 建設業務
- (エ) 撤去業務

② 維持管理業務

本事業における維持管理業務の分担は、次のとおりとする。

表2 維持管理業務の分担

	維持管理業務	分担
ア	運転業務	事業者
イ	保守点検業務	事業者
ウ	修繕業務	市、事業者
エ	その他業務（水質分析、清掃等）	事業者

(7) 事業方式

本事業は、市が所有する本処理場の再構築において、水処理施設の設計・建設及び維持管理等の業務を一括して委ねるDBO（Design Build Operate）方式とする。

(8) 事業期間

本事業の事業期間は、以下のとおりとする。

- ① 設計・建設期間            令和6年1月～令和13年9月（約8年間）      （予定）
- ② 維持管理期間            令和6年10月～令和32年3月（約26年間）      （予定）

ただし、設計・建設期間は工期短縮の事業者提案を可能とする。事業者が設計・建設期間を短縮する提案をした場合においても、維持管理期間は上記期間を変更しないものとする。

(9) 対価の支払い

市は、本事業において、事業者が実施する設計・建設業務及び維持管理業務に対して支払いを行う。詳細は募集要項等に示す。

(10) 遵守すべき法令及び許認可等

事業者は、本事業を実施するにあたり必要とされる関係法令等（関連する施行令、規則、条例等を含む。）を遵守しなければならない。主な関係法令の名称は、募集要項等に示すものとする。

(11) 事業期間終了時の措置

市は、事業期間終了後も本事業の対象施設を継続して供用する予定である。事業者は、事業期間の終了時に、募集要項等に示す性能を維持すること。また、対象施設の全てにおいて、事業期間終了後1年以内に更新を要することがない状態で、市へ引き継ぐものとする。

(12) 地元経済への配慮

本事業では、地元経済への貢献や地元企業の育成に資するための評価項目の設定等を予定している。詳細は、募集要項等に示す。

## 2. 特定事業の選定方法に関する事項

### (1) 選定基準

市は、自らが本施設の設計・建設及び維持管理をした場合の事業期間を通じた市の財政負担の見込額の現在価値（以下「PSC」という。）と DBO 方式として事業者による本施設の設計・建設及び維持管理をした場合の事業期間を通じた市の財政負担の見込額の現在価値を比較し、DBO 方式における市の財政負担の見込額の現在価値が PSC を下回る場合に、VFM があるものとし、本事業を特定事業として選定する。

### (2) 評価方法

市自らが本施設の設計・建設及び維持管理をした場合と、DBO 方式として事業者の実施にこれらの実施を委ねた場合において、達成される成果の水準を同一として市の財政負担の縮減が期待できる場合に VFM があるものと評価する。

### (3) 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合には、その判断の結果を、評価内容と合わせて、市のホームページ等において速やかに公表する。また、客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないこととした場合であっても同様に公表する。



## 第2 事業者の募集及び選定に関する事項

### 1. 事業者の募集及び選定

市は、本事業に参画する応募者を広く公募し、事業の透明性及び公平性の確保に配慮したうえで事業者を選定する。なお、事業者の募集及び選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

### 2. 事業者の選定方法

#### (1) 競争参加資格の確認

応募者が市の競争参加資格保有者であることや一定の実績を有することなど形式面で資格を有しているかの確認を行う。

#### (2) 提案審査

上記（1）において本事業を実施するために必要な資格を有すると確認された応募者から本事業に関する提案を受け、応募者からの提案書、設計・建設及び維持管理業務にかかる見積価格、事業遂行能力、その他の条件を総合的に評価し、最も評価点の高い者を優先交渉権者及び第2位の者を次点交渉権者として決定する。

なお、評価項目や配点等の詳細は、公告時の優先交渉権者選定基準において示す。

### 3. 事業者の選定手順

本事業の実施スケジュールについては、以下のとおり予定している。

なお、スケジュールは予告なく変更することがあるため、あらかじめ留意すること。大幅なスケジュール変更がある場合は、事前に市ホームページで告知する。

表3 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

内容	年月（予定）
実施方針の公表	令和4年 7月22日
実施方針に関する質問受付期間	同上 7月22日～8月5日
要求水準書（案）の公表	同上 8月初旬
要求水準書（案）に関する質問受付期間	同上 8月初旬～中旬
実施方針に関する質問回答、実施方針（修正版）の公表	同上 9月2日
要求水準書（案）に関する質問回答	同上 10月中旬
特定事業の選定、募集要項等の公表	同上 11月初旬

内容	年月（予定）
募集要項等に関する質問受付期間	同上 11月初旬～下旬
募集要項に関する説明会	同上 11月中旬
募集要項に関する質問回答	同上 12月下旬
一次審査受付期間（資格審査等）	令和5年 1月初旬～中旬
一次審査結果通知（資格審査）	同上 1月下旬
競争的対話	同上 2月初旬～3月下旬
二次審査提案書提出期間	同上 4月初旬～6月下旬
二次審査（ヒアリング）	同上 8月初旬
二次審査結果通知（優先交渉権者の決定）	同上 8月下旬
基本協定の締結	同上 9月初旬
基本契約、建設工事請負契約、維持管理業務委託契約の締結	令和6年 1月
設計・建設業務の開始	同上 1月～
維持管理業務の開始	同上 10月～

#### 4. 応募手続き等

##### (1) 募集要項等の公表

令和4年11月初旬頃に、募集要項、要求水準書（案）、優先交渉権者選定基準、契約書（案）、様式集等を公表する予定である。

##### (2) 募集要項等に関する説明会及び現地見学会

募集要項等の理解促進のため、説明会及び現地見学会を令和4年11月中旬頃に開催する予定である。参加申込み等の詳細は、募集要項において示す。

##### (3) 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等に関する質問の受付を令和4年11月初旬～下旬頃に行う予定である。提出方法等の詳細は、募集要項において示す。

##### (4) 募集要項等に関する質問への回答

募集要項等に関する質問への回答を令和4年12月下旬頃までに市ホームページにおいて公表する予定である。詳細は、募集要項において示す。

##### (5) 参加表明書及び資格審査書類の提出

参加者に、参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出を令和5年1月初旬～中旬頃に求める予定である。提出方法等の詳細は、募集要項において示す。

#### (6) 競争的対話の実施

本事業の選定過程において、最終的な提案書の提出前に、応募者と提案内容についての調整及び確認・交渉を行うため、競争的対話を実施する。競争的対話の結果は、期間終了後、終了宣言として公表する。なお、競争的対話によって応募者を絞り込むことはしない。

#### (7) 提案書の提出

競争的対話の終了後、応募者は、審査の対象となる提案書を提出する。応募者は、複数の提案をすることはできない。なお、競争的対話に参加した応募者だけが提案書を提出できる。

#### (8) 審査結果の公表

市は、審査の結果及び評価の内容について、優先交渉権者の選定後、市ホームページへの掲載等により公表する。

### 5. 応募者の参加資格要件

#### (1) 応募者の構成

応募者の構成等は、以下のとおりとする。

- ① 応募者は複数の企業で構成されるグループとし、応募者を構成する企業数の上限は任意であり、1企業で複数の業務を兼ねることは可とする。
- ② 応募者は、「設計企業」、「建設企業」、「維持管理企業」により構成される。
- ③ 応募者は、応募者を構成する企業の中から代表企業を定め、代表企業が参加資格の申請及び手続き等を行う。
- ④ 応募者は、参加表明書及び資格確認申請書の提出時に代表企業及び構成企業の企業名並びに携わる業務及び工事について明らかにする。
- ⑤ 設計企業及び建設企業が複数の企業の場合、基本協定の締結後に建設等JVを結成すること。
- ⑥ 代表企業の変更は認めない。
- ⑦ 参加表明書及び資格確認申請書の提出後、構成企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると市が認めた場合に限り、代表企業を除く構成企業の変更を認めるものとする。
- ⑧ 構成企業は、他の応募者の構成企業になることはできない。

#### (2) 応募者を構成する企業に共通の参加資格要件

- ① 本事業を確実に円滑に履行できる体制を整備すること。
- ② 原則として業務体制の変更は行わないこと。ただし、やむを得ない事由により変更の必要が生じた場合は、事前に市と協議のうえ、了承を得ること。

- ③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。
- ④ 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく精算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- ⑤ 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を市から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- ⑥ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)、暴力団若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者又はこれらの統制下にある者でないこと。
- ⑦ 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者並びにこれらの者と資本面及び人事面において関連のある者でないこと。「資本面において関連のある者」とは、「会社法」(平成17年法律第86号)第309条による議決権を行使することができる、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。なお、本事業に係る市のアドバイザー業務に関与した者は、以下に示すとおりである。
  - (a) PwCアドバイザリー合同会社
  - (b) 株式会社NJS
  - (c) 法律事務所(詳細未定)

(3) 設計企業の参加資格要件

- ① JV構成員のうち設計業務を担う企業は、次の要件を全て満たすものであること。なお、複数のJV構成員で業務を分担する場合は、いずれか1社のJV構成員が(イ)から(カ)までに掲げる資格要件を満たせば良いが、(ア)に掲げる資格要件は全てのJV構成員が満たすこと。また、設計業務の一部をJV構成員以外の企業に委託することは可とする。
  - (ア) 参加表明書の提出日において、「周南市競争入札参加資格者名簿」における「建設コンサルタント」に登録されていること。
  - (イ) 建築士(昭和25年法律第202号)法第23条の規定による一級建築士事務所として登録を受けていること。

- (ウ) 技術士法（昭和58年法律第25号）に定める技術士で、技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））の資格を有する者が在籍していること。
  - (エ) 上記(ウ)の者を設計業務の管理技術者、担当技術者、照査技術者として配置できること。なお、管理技術者、担当技術者は兼務することができるが、照査技術者は兼務することはできない。なお、管理技術者及び照査技術者についての詳細は募集要項等において規定する。
  - (オ) 地方公共団体及び地方共同法人日本下水道事業団、一部事務組合、広域連合において、過去10年間（平成24年度～令和3年度）の下水道事業における終末処理場施設（合流式かつ日最大汚水量23,100m<sup>3</sup>/日以上の水処理施設、オキシデーションディッチ法除く）に係る水処理施設の実施（基本）及び実施（詳細）設計業務の実績を有していること。
  - (カ) 地方公共団体及び地方共同法人日本下水道事業団において、過去20年間（平成14年度～令和3年度）に合流式下水道緊急改善計画策定に係る業務の実績を有していること。
- ② 応募者の参加表明書及び資格確認申請書の提出時に、上記を確認できる書類を添付すること。

#### (4) 建設企業の参加資格要件

- ① 参加表明書の提出日において、「周南市競争入札参加資格者名簿」における「建設事業者」の担当する工事の種類に登録されていること。
- ② 建設企業又は全てのJV構成員は、建設業法第28条第3項又は同条第5項の規定による営業停止処分（市において当該案件に応じた建設工事業の営業ができないものに限る。）を受けていないこと。
- ③ 建設企業又はJV構成員は、担当する工事業務に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく「機械器具設置工事業」、「電気工事業」、「土木工事業」、「建築工事業」及び「水道施設工事業」の特定建設業許可を有していること。
- ④ 建設業法に従い監理技術者または主任技術者を専任で配置すること。また、JV構成員1社が複数の業種を担当する場合は、担当業種に係る配置技術者をそれぞれ専任で配置すること。
- ⑤ 土木一式工事及び建築一式工事について本業務を担当する企業は、「周南市建設工事競争入札参加資格者等級区分の基準」に定めるA等級にそれぞれ区分されていること、

または、同等の要件<sup>1</sup>を有していること。なお、当該基準に定める客観点数については、資格審査書類の受付開始日において有効かつ最新の総合評定値を採用する。

- ⑥ 併せて、土木一式工事について本業務を担当する企業は、地方公共団体及び地方共同法人日本下水道事業団、一部事務組合、広域連合において、平成24年度以降の公共下水道、流域下水道における全体計画能力23,100m<sup>3</sup>/日以上を終末処理場施設（又はこれと同等と市が認めるもの）に係る本体工事の施工実績を有していること（共同企業体での実績の場合は代表者に限る）。なお、新設工事のみでなく、増設工事も実績として認める。
- ⑦ 機械工事について本業務を担当する企業は、地方公共団体及び地方共同法人日本下水道事業団、一部事務組合、広域連合において、平成24年度以降の公共下水道、流域下水道における全体計画能力23,100m<sup>3</sup>/日以上を終末処理場施設（又はこれと同等と市が認めるもの）に係る水処理設備（主要設備）の施工実績を有していること（共同企業体での実績の場合は代表者に限る）。なお、新設工事のみでなく、増設工事及び再構築工事も実績として認める。
- ⑧ 電気工事について本業務を担当する企業は、「周南市建設工事競争入札参加資格者等級区分の基準」に定めるA等級にそれぞれ区分されていること、または、同等の要件を有していること。なお、当該基準に定める客観点数については、資格審査書類の受付開始日において有効かつ最新の総合評定値を採用する。
- ⑨ 併せて、電気工事について本業務を担当する企業は、地方公共団体及び地方共同法人日本下水道事業団、一部事務組合、広域連合において、平成24年度以降の公共下水道、流域下水道（又はこれと同等と市が認めるもの）に係る動力負荷設備及び中央監視制御システムの施工実績を有していること（共同企業体での実績の場合は代表者に限る）。なお、新設工事のみでなく、増設工事及び再構築工事も実績として認める。
- ⑩ 複数のJV構成員で一つの工事業務を担当する場合は、いずれか1社のJV構成員が、担当する工事業務に掲げる全ての参加資格要件を満たすこと。

#### (5) 維持管理企業の参加資格要件

維持管理企業のうち、維持管理業務を統括する者は、以下に示す要件①～③をすべて満たすこと。

- ① 参加表明書の提出日において、令和4・5年度周南市競争入札等参加資格者名簿（業務

---

<sup>1</sup> 同等の要件を有する者として参加する場合、参加資格審査にあたり、同等の要件を有することが確認できる書類を提出すること。なお、この場合において、優先交渉権者となった際には、次期の該当業務に関する参加資格者名簿への登録を必ず行うこと（以下同）。

委託)中、(大分類)1建物等の保守管理の(小分類)29浄化センター運転維持管理に登録されていること、または、同等の要件を有していること。

- ② 参加表明書の提出日時時点で、下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年7月9日建設省告示第1348号)第2条第1項に基づく下水道処理施設維持管理業者登録がされていること。
- ③ 日本国内において、平成24年(2012年)4月1日から令和4年(2022年)3月31日の間に、現有処理能力が23,100 m<sup>3</sup>/日(日最大)以上の下水処理施設等維持管理業務委託を実施し、完了した実績が1件以上あること。

なお、参加表明書の提出時点で、「表2 維持管理業務の分担」の各業務を担う者を含めるかどうかは、任意とする。含めない場合は、維持管理業務委託契約締結までに各業務を実施できる体制を構築のうえ、市の承諾を受けること。詳細は募集要項等に示す。

#### (6) 競争参加資格確認基準日

参加資格の確認の基準日は、参加表明書及び資格確認申請書の提出締切日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に、応募者が上記参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、当該応募者は失格とする。

## 6. 提出書類の概要

### (1) 提出書類の内容

提出書類の内容は、募集要項等において示す。

### (2) 提出書類の取扱い

#### ① 著作権

応募者の提出書類に含まれる著作物の著作権は応募者に帰属する。ただし、市が本事業の公表等に関し、必要と判断した場合には、応募者の承諾を得た上で、無償で使用できる。また、優先交渉権者以外の応募者提案については本事業の公表以外の目的には使用しない。

#### ② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、維持管理・運営方法等を使用したことに起因する責任は、提案した応募者が負う。

## 7. 事業者選定委員会の設置

市は、優先交渉権者の選定にあたり、客観的な評価を行うために、学識経験者等で構成する事業者選定委員会を設置する。事業者選定委員会では、優先交渉権者選定基準の検討や提案書の審査及び評価を行う。

## 8. 優先交渉権者選定後の手続き

### (1) 基本協定の締結

市と優先交渉権者は、本事業に係る契約の締結等に向けた基本協定を締結し、両者の義務について規定するとともに、事業の円滑な実施に必要な諸手続を定める。

### (2) 基本契約の締結

全ての構成企業は、本事業に係る基本契約を市と締結する。

### (3) 工事請負契約の締結

建設企業又は建設等 JV は、基本契約に基づき、本事業の設計・建設に関し、本事業に係る工事請負契約を市と締結する。



(4) S P C の設立

優先交渉権者は、維持管理業務委託契約の締結までに S P C として、会社法に規定する株式会社を周南市内に設立しなければならない。「応募者グループの代表企業」、「維持管理業務を統括する者」及び「建設等 J V に出資する企業のうち少なくとも 1 者」は、必ず S P C に出資するものとし、その他の建設等 J V の構成企業の出資については任意とする。その他の詳細は募集要項等に示す。

(5) 維持管理業務委託契約の締結

S P C は、基本契約に基づき、本事業に係る維持管理業務委託契約を市と締結する。

### 第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 1. 事業者の責任の明確化に関する事項

##### (1) 責任分担の基本的考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであるため、対象施設の設計・建設及び維持管理の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途、事業者と協議の上、市が責任を負うものとする。

##### (2) 想定されるリスクと責任分担

本事業において予想されるリスク及び市と事業者の責任分担の詳細については、別紙2において示す。

#### 2. 事業者の責任の履行の確保に関する事項

##### (1) 契約保証金の納付等

市は、基本契約等に基づいて事業者が実施する業務の履行を確保するため、工事請負契約及び維持管理業務委託契約の保証を求めることを予定している。契約保証金は、契約金額の100分の10以上を納付するものとする。ただし、事業者は、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

なお、詳細については募集要項等に示す。

##### (2) 事業の実施状況の監視及び改善要求措置

###### ① 監視の方法等

市は、事業者が実施する本処理場の設計・建設及び維持管理について、定期的にモニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、募集要項等に示す。

###### ② 改善要求、支払いの減額等

市は、モニタリングの結果、事業者の業務内容が要求水準書等に定める事項及び提案事項を満たしていないと判断した場合に、別途、基本契約等の案に定める手続きに従い、設計・建設及び維持管理業務に係る対価の減額、是正勧告その他の措置をとる。

#### 第4 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

##### 1. 立地に関する事項

本事業における対象施設の敷地の概要は以下のとおりである。

表4 対象施設（処理場）の概要

項目	概要	備考
施設名称	徳山中央浄化センター	
所在地	山口県周南市晴海町3番1号	
敷地面積	約25,300 m <sup>2</sup>	
排除方式	合流式、一部分流式	
処理方式 (既設)	水処理：標準活性汚泥法 汚泥処理：濃縮→脱水→場外搬出（有効利用及び産廃処分）	
処理能力 (既設)	晴天日最大：42,000 m <sup>3</sup> /日 第1系統（合流）：30,820 m <sup>3</sup> /日 第2系統（分流）：11,180 m <sup>3</sup> /日 雨天日最大：131,000 m <sup>3</sup> /日 高級処理：32,750 m <sup>3</sup> /日 簡易処理：98,250 m <sup>3</sup> /日	
放流先	徳山湾 環境基準 地点名称：徳山海域(2) 水域名称：TD-17 類型：C-Ⅰ、Ⅱ-Ⅰ 基準値：COD 8mg/l、T-N 0.3 mg/l、T-P 0.03 mg/l	
供用開始	昭和41年10月1日	

表5 対象施設（ポンプ場）の概要

項目	概要	備考
施設名称	江口ポンプ場	
所在地	山口県周南市江口1丁目1番23号	
敷地面積	約2,100 m <sup>2</sup>	
排除方式	合流式（汚水・雨水）、分流式（汚水）	
ポンプ能力 (既設)	第1系統（合流） 雨水 96.0 m <sup>3</sup> /分（φ600×48 m <sup>3</sup> /分×4.0m×2台） 汚水 4.0 m <sup>3</sup> /分（φ100×0.9 m <sup>3</sup> /分×7.8m×2(1)台） （φ200×3.1 m <sup>3</sup> /分×7.1m×1台） 第2系統（分流） 汚水 10.0 m <sup>3</sup> /分（φ250×10.0 m <sup>3</sup> /分×27m×2(1)台） （φ150×2.0 m <sup>3</sup> /分×27m×2台）※小水量時	

2. 施設構成等の概要

(1) 排除方式

合流＋一部分流

(2) 施設の処理能力

表6 現有処理能力

対象施設	徳山中央浄化センター	江口ポンプ場 ※維持管理業務のみ対象
処理能力	30,820m <sup>3</sup> /日 (合流) 11,180m <sup>3</sup> /日 (分流)	合流第1系統 48m <sup>3</sup> /分×2台 0.9m <sup>3</sup> /分×2台 3.1m <sup>3</sup> /分×1台 分流第2系統 2.0m <sup>3</sup> /分×2台 10.0m <sup>3</sup> /分×2台

(3) 処理方式

提案による。

(4) 施設概要

本事業の対象施設の概要を以下に示す。詳細は、要求水準書（案）を参照のこと。

表7 対象施設（再構築対象施設）

対象施設	内容		備考
水処理施設	計画流入水量	日最大：23,100m <sup>3</sup> /日 合流：18,200m <sup>3</sup> /日 分流：4,900m <sup>3</sup> /日	計画流入水質 BOD：115mg/L COD：65mg/L SS：90mg/L T-N：25mg/L T-P：2.5mg/L
		雨天時最大：115,500m <sup>3</sup> /日 合流：108,000m <sup>3</sup> /日 分流：7,500m <sup>3</sup> /日 合流（簡易処理） ：84,700m <sup>3</sup> /日	
管理棟	一式		

表 8 対象施設（撤去対象施設<sup>1</sup>）

対象施設		構造	設置年度 <sup>2</sup> (経過年数)	備考	
水処理施設 <sup>3</sup>	第1系統 (合流)	最初沈殿池	鉄筋コンクリート造	昭和52年 (45)	再構築対 象施設
		反応槽	〃	昭和47年 (50)	
		最終沈殿池	〃	昭和47年 (50)	
	第2系統 (分流)	最初沈殿池	〃	昭和54年 (43)	
		反応槽	〃	昭和54年 (43)	
		最終沈殿池	〃	昭和53年 (44)	
	塩素混和池		〃	昭和40年 (57)	
管理棟		〃	昭和53年 (44)	再構築対 象施設	
監視制御室		〃	昭和55年 (42)	再構築対 象施設	
汚泥処理施設	脱水機室、雑用水設備、汚 泥濃縮設備、し尿処理施設		〃	昭和42年 (55)	撤去施設
	汚泥濃縮槽		〃	昭和44年 (53)	

表 9 対象施設（維持管理対象施設）

施設名称	対象施設		備考
徳山中央浄化センター	再構築対象施設	水処理施設	
		管理棟	
	既存施設	新汚泥処理施設 流入渠、沈砂池、電気室、汚水ポンプ室、 受変電室、ブロワー室、合流改善施設、監 視制御室、機械濃縮棟、放流渠	
江口ポンプ場	既存施設	沈砂池ポンプ施設 (第 1 系統：合流汚水・雨水)	
		沈砂池ポンプ施設 (第 2 系統：分流汚水)	
		自家発・電気棟	

<sup>1</sup> 杭基礎の撤去を含む。

<sup>2</sup> 経過年数は、2021 年度時点とする。

<sup>3</sup> 水処理施設の再構築にあたり既存施設を活用する場合は上記の限りではない。

## 第5 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

### 1. 疑義が生じた場合の措置

事業計画又は基本契約等の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、契約書に規定する具体的措置に従う。

### 2. 管轄裁判所の指定

基本契約等に関する紛争については、山口地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業においては、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとる。詳細は、募集要項等に示す。

### (1) 事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

#### ① 市による是正勧告及び基本契約等の解除

事業者の提供するサービスが、基本契約等に定める要求水準を下回る場合、事業者の責めに帰すべき事由による債務不履行又はその懸念が生じた場合は、市は事業者に対して、是正勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、市は、基本契約等を解除することができる。また、事業者が、倒産又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、基本契約等に基づく事業の継続が困難と合理的に考えられる場合、市は、基本契約等を解除することができる。

#### ② 基本契約等の解除に伴う損害

前号において、市が基本契約等を解除した場合、市は事業者に対し、これにより市に生じた損害のうち合理的な範囲について請求することができる。

### (2) 市の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

#### ① 事業者による基本契約等の解除

市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は基本契約等を解除することができる。

#### ② 基本契約等の解除に伴う損害

前号において、事業者が基本契約等を解除した場合、事業者は市に対し、これにより事業者に生じた損害のうち合理的な範囲について請求することができる。

### (3) その他の事由により事業の継続が困難となった場合

市及び事業者は、基本契約等に定める事由ごとに、その責任の所在に応じて適切に対応する。

## 第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上及び税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

### 2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市は、事業者がこれらの支援を受けることができるように努める。

### 3. その他の措置及び支援に関する事項

市は、事業者が本事業を実施するにあたり、必要な許認可等について、必要に応じて協力する。また、法令の改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、市と事業者で協議する。



## 第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 1. 議会の議決

市は、債務負担行為の設定に関する議案を議会に提出する予定である。

### 2. 本事業において使用する言語及び通貨

本事業において使用する言語は日本語、通貨は円とする。

### 3. 応募に伴う費用負担

本事業への応募に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

### 4. 情報提供及び問合せ先

#### (1) 情報公開及び情報提供

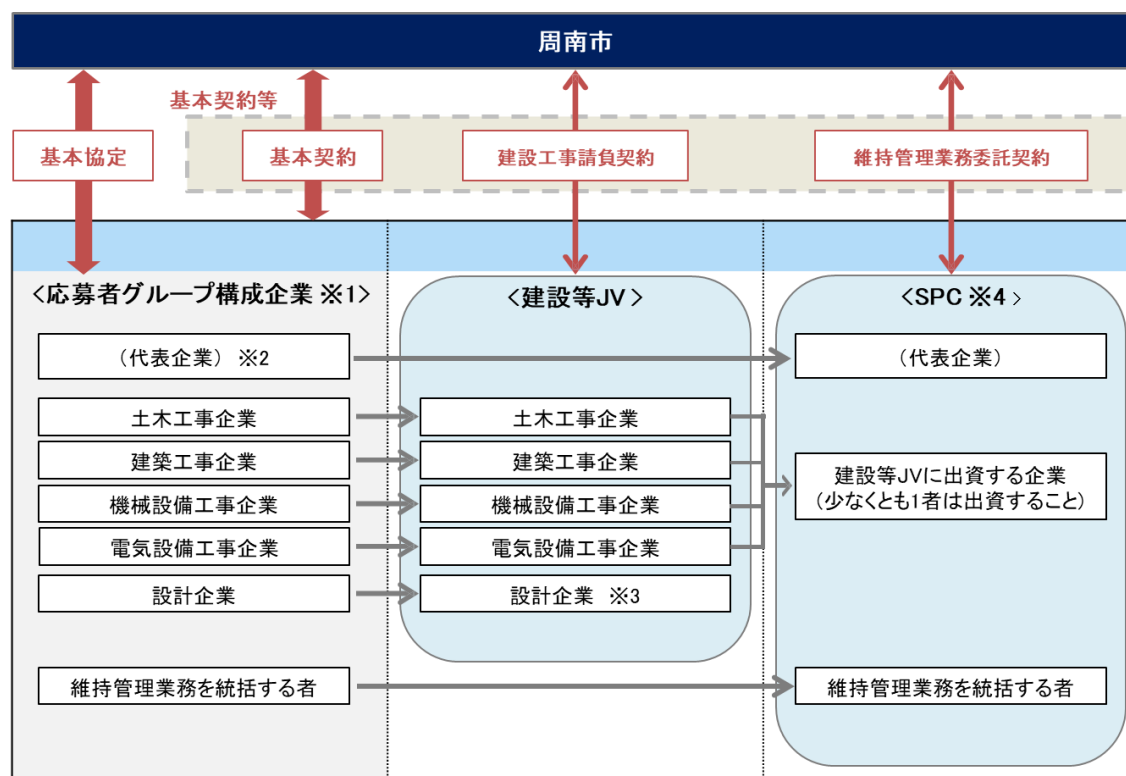
本事業に関する情報提供は、適宜、市のホームページ等を通じて行う。

#### (2) 問合せ先

周南市上下水道局 下水道施設課 徳山中央浄化センター再構築推進室  
〒745-0814 山口県周南市鼓海三丁目 118 番 22 徳山東部浄化センター内  
電話：0834-26-1517 / 電子メール：gesuishise@city.shunan.lg.jp

本事業のホームページ (<https://www.city.shunan.lg.jp/site/ws-top/57661.html>)

(別紙1) 想定する事業実施体制



→ 建設等JV又はSPCへの出資を表す

- ※1 応募者グループには設計企業、建設企業（土木工事、建築工事、機械設備工事、電気設備工事企業）、維持管理企業が含まれることとする。なお、建設企業に関しては1社で複数の工事の役割を担うことは可とする。
- ※2 代表企業の担当業務は問わない。
- ※3 設計業務の一部をJV構成員以外の企業に委託することは可とする。
- ※4 「応募者グループの代表企業」、「維持管理業務を統括する者」及び「建設等JVに出資する企業のうち少なくとも1者」は、必ずSPCに出資するものとし、その他の建設等JVの構成企業の出資については任意とする。ただし、代表企業は必ずしもSPCの代表でなくても良いものとする。

(別紙2)リスク分担保表

凡例: 負担者 ○主負担 △従負担

段階	リスクの種類	No	リスクの内容	リスク分担		
				市	事業者	
共通	構想・計画	2	市の政策変更による事業の変更・中断・中止など	○		
	募集要項	3	募集要項の誤り・内容の変更に関するもの	○		
	応募者コスト	4	応募に係るコストの増加に関するもの		○	
	制度関係	許認可・届出	5	市が手続きすべき許認可・届出の遅延に関するもの	○	
			6	事業者が手続きすべき許認可・届出の遅延に関するもの		○
		法令	7	法令・許認可の新設・変更によるもの(本事業に直接かかわるもの)	○	
			8	法令・許認可の新設・変更によるもの(上記以外のもの)		○
		税制度	9	消費税の変更に關わるもの	○	
			10	法人に課税される税金のうち、その利益に課されるものの税制度の新設及び変更		○
	11		上記以外のもの	○(注1)	○(注1)	
	社会	住民対応	12	本事業に関する住民反対運動・訴訟・要望等	○	
			13	事業者が行う業務(調査、設計、建設、維持管理等)に関する住民反対運動・訴訟		○
		環境問題	14	環境の悪化	○(注1)	○(注1)
			15	市の帰責により第三者に損害を与えた場合の賠償責任	○	
	第三者賠償	16	事業者の帰責により第三者に損害を与えた場合の賠償責任		○	
		物価変動	17	物価変動リスク	○(注2)	○(注2)
	国の交付金	18	国の交付金制度の不適用によるもの	○		
	構成企業	19	構成企業の能力不足等による事業悪化		○	
	債務不履行	20	市の責に帰すべき事由による事業の中止・延期(市の債務不履行、土地の瑕疵、埋蔵文化財の発見など)	○		
		21	事業者の事由による事業の中止・延期(事業破綻、事業放棄など)		○	
	不可抗力	22	不可抗力のうち、通常の見可能な範囲外のものであって、市及び事業者のいずれの責めにも帰さないもの ※ 不可抗力とは、台風、雷害、渇水、地震、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、戦争、騒乱、暴動、第三者の行為その他の自然的又は人為的な事象(流入水質及び流入水量が、流入基準から著しく逸脱している場合を含む。) (以下「天災等」という。) であって、市及び事業者の責に帰すことができないものをいう。	○(注3)	△(注4)	
	技術進歩	23	設計、建設段階における技術進歩に伴い、設備の内容に変更が必要となる場合		○	
契約締結	24	市の責に帰すべき事由による契約締結の遅延・中止	○			
	25	事業者の責に帰すべき事由による契約締結の遅延・中止		○		
調査設計	測量・調査	26	市が実施した測量・調査内容の誤りに関するもの	○		
		27	事業者が実施した測量・調査内容の誤り及び不足に関するもの		○	
	設計成果物の不適合	28	設計成果物の不適合		○	
	調査、設計費用の増大	29	市の事由による調査、設計費用の増大(市の提示条件及び指示の不備・変更による設計変更、計画の変更など)	○		
		30	上記以外の要因によるもの		○	
	調査、設計の遅延及び未完	31	市の事由による調査、設計の遅延及び未完(市の提示条件及び指示の不備・変更による設計変更、計画の変更など)	○		
		32	上記以外の要因によるもの		○	
	土壌汚染	33	土壌汚染に起因する本事業の中断・遅延、費用の増大	○(注5)		
地中埋設物	34	地中埋設物に起因する本事業の中断・遅延、費用の増大	○(注5)			
環境汚染物質(アスベスト、PCB等)	35	環境汚染物質(アスベスト、PCB等)に起因する本事業の中断・遅延、費用の増大	○(注5)			
建設	市発注の建設工事	36	市が別途発注する建設工事に係る設計・施工等が遅延した場合において、事業者が行う建設工事の遅延・未完・費用の増大	○		
	建設費用の増大	37	市の事由による費用の増大	○		
		38	上記以外の要因によるもの		○	
	建設の遅延及び未完	39	市の事由による建設の遅延及び未完	○		
		40	上記以外の要因によるもの		○	
引渡前損害	41	工事目的物の引き渡し前に工事目的物、工事材料又は建設機械器具について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		○		

凡例: 負担者 ○主負担 △従負担

段階	リスクの種類	No	リスクの内容	リスク分担		
				市	事業者	
維持管理	維持管理・修繕の遅延等	42	市の事由によるメンテナンス、修繕対応の遅延・未完工・費用の増大	○		
		43	事業者の事由によるメンテナンス、修繕対応の遅延・未完工・費用の増大		○	
	再構築対象施設	契約不適合	44	施設の契約不適合によるもの(契約不適合責任期間中)		○
			45	施設の契約不適合によるもの(契約不適合責任期間後)	○	
	再構築対象施設	施設性能	46	要求される機能を満たしていないために、改修・撤去の必要が生じるリスク		○
			47	施設の不具合、劣化、経年化等による性能不足に関するもの	○(注6)	
	既設施設 撤去対象施設	施設性能	48	事業者の帰責事由により不具合が発生した場合		○
			49	市の帰責事由による事業内容・用途の変更による維持管理費の増大	○	
	維持管理費の増大		50	事業者の帰責事由による維持管理費の増大		○
			51	要求水準書に示す想定を逸脱する水準の流入水量となった場合の維持管理費増大	○	
	流入水量変動		52	要求水準書に示す想定を逸脱する水準の流入水質となった場合の維持管理費増大	○	
53			要求水準書に示す想定を逸脱する水準の流入水質となった場合の放流水等により生じるリスク	○		
事業終了	事業終了時の移管手続	54	施設移管手続に伴う諸費用の負担、事業者の清算手続に伴う損益等		○	
	事業終了時の施設状態	55	事業終了時の施設状態の要求水準の未達		○	
その他	上記以外のもの	56		○(注1)	○(注1)	

注1 事由発生時に、市と事業者間の協議で、対応及び費用負担等を決定する。

注2 一定範囲については事業者が負うが、それを超過した場合には、市も負担する。

注3 事業者の管理業務の過失により発生した場合を除く。

注4 不可抗力により、市に追加費用その他損害が発生した場合又は、第三者に損害が発生し市又は事業者において当該第三者に対して責任を負うべき場合は、一定の金額までを事業者の負担、それを超えるものについては市の負担とする。

注5 募集要項等から合理的に推察できるものは除く。

注6 事業者の提案により撤去対象施設を活用することとした場合は、事業者の負担とする。